

田園調布学園大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

田園調布学園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、田園調布学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的が、建学の精神である「捨我精進」を基礎に、具体的かつ明確に示され、簡潔にわかりやすく文章化されている。

大学は教育研究の組織体制を、時代及び社会のニーズの変化に対応して時宜を失することのないように変更すべく取り組んできている。

大学の使命・目的及び建学の精神などを、学内外に周知し理解と支持を得ることに関し適切に取り組む、更に大学の中長期的な計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）などに適切に反映している。

「基準2. 学修と教授」について

教育課程の編成方針は教育目的を踏まえて明確に設定され、教授方法の工夫・開発が適切に行われている。

教育・学修支援の仕組みが教職員協働の全学的な取り組みとして展開され、効果を上げるとともに、キャリア指導及びキャリア支援が行われ、高い就職率を達成している。

資格取得及び国家試験などを通して教育目的の達成度と履修要件の充足とを結びつけ、評価とフィードバックを図る取り組みが展開されており、成果を挙げている。

授業科目の履修者数を比較的少人数に抑え、きめ細かい授業を実施できるような施設整備がなされ、適切に維持されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性が、関連法規を遵守することで確保され、法人及び大学が一体となった運営により維持されている。

理事会は大学の意思を反映できる仕組みを通じて、戦略的意思決定ができる体制を整備し機能している。

大学の意思決定の仕組みは、教授会及びその他の会議・組織などを通じて適切に機能すべく構築され、学長のリーダーシップが発揮できるよう工夫されている。

財務運営基盤は安定的に推移し、中長期的な組織運営体制により適切に運営されている。会計処理について、監査体制を整備し、実施する体制が作られている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価について、大学の使命・目的などに即した自主的・自律的な自己点検・評価を行う仕組みが構築されている。

大学は、現状把握のための十分な調査・データ収集及び精査・分析を行い、点検・評価

に活用する仕組みを構築している。また、自己点検・評価の成果を適切に活用できるよう、PDCA サイクルを機能的に動かす仕組みが構築されている。

総じて、建学の精神・理念などに基づいて具体的な教育目標が定められ、三つの方針を明確にした運営がなされている。学修と教授の取組みは、資格取得などの実績と結びつき、キャリアの成果に現れている。経営・管理と財務について、適切な仕組みと運営が行われており、自己点検・評価の結果を改革・改善につなげる取組みが実施されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.福祉・保育・教育現場への貢献」「基準 B.地域社会の福祉への貢献」「基準 C.国際社会の福祉への貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的が、建学の精神を基礎に、「捨我精進の精神と人間尊重を基調とし、時代の要請に対応できる柔軟な思考力と行動力のある人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会・国際社会の福祉に貢献すること」として学則第 1 条に具体的かつ明確に示されている。

大学の使命・目的及び教育目的並びに学科・専攻ごとの教育目標などに関する文章化は、大学の三つの方針として簡潔に分かりやすく行われている。

建学の精神は寄附行為に明記されており、ホームページや大学案内などに簡潔に明文化されている。大学の三つの方針はホームページでわかりやすく示され、また大学案内及び履修要項などにおいて、教育目標及び三つの方針をまとめた内容がわかりやすく明示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色として、「共生社会実現の一翼をになうべく、あらゆる福祉ニーズを考慮しながら、支援を必要とするそれぞれの人に応じた福祉のあり方を探究する教育を一貫して行っていくこと」を大学案内、ホームページなどに明示している。

大学の使命・目的及び教育の目的に即して、学部・学科の教育目標が明示されている。

法令への適合について、寄附行為第 4 条及び学則第 1 条における目的が、学校教育法第 83 条に従って制定されており、かつ大学の三つの方針に具体的に示されている。

変化への対応については、学部・学科体制の改組転換などにおいて、時代及び社会のニーズの変化に対応して教育研究の組織体制を適宜変更してきたことから、時宜を失することのないように取組んできていると判断できる。

【改善を要する点】

○学部・学科ごとの人材養成の目的及びその他の教育上の目的を、学則で定めていないので、改善が必要である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的などを、役員・教職員に周知し理解と支持を得ることに関して、関連部局、委員会又は事務局で合意形成をし、企画調整会議、教授会の順で意思決定がされており、適切な取組みがなされている。

建学の精神、教育目的については、大学案内やホームページなどに記載があり、入学式、卒業式、保護者会などの行事で適宜説明がなされ、学内外に周知されている。

大学の使命・目的などが、中長期的な計画及び三つの方針などに適切に反映されるよう取組まれている。各年度の事業計画に加え、中長期計画において業務・課題などを明記しており、大学の進む方向が明示されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、教育を実践する機能を中心に教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れの方針の明確化と周知に関しては、建学の精神及び使命・目的などに基づいて、入学者受入れの方針が策定され、学科・専攻ごとに受入れの方針が明示されている。更に、それらが大学案内、学生募集要項、ホームページなどに掲載されて周知が図られている。

入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫に関しては、多様な方法で入学者の選抜を行うなど、工夫されている。

入学定員に沿った適切な学生の受入れ数の維持に関しては、平成 22(2010)年度に学科改組を行い、平成 23(2011)年度以降、全学科で入学定員を充足している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程の編成方針の明確化に関しては、教育課程編成方針を各学科、専攻ごとに定め、それに基づいた教育課程が編成されている。また、それらが大学案内、ホームページ、履修要項などに掲載され、周知が図られている。単位制度の実質を保つために、1 セメスター当たりの授業回数を確保している。

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発に関しては、各学科・専攻の教育課程編成方針に沿って特色のある教育課程の編成と取組みが工夫され、適切に行われている。また、学長直轄事業として「カリキュラム検討会議」を発足させ、学位授与方針に基づく学修目標を定め、その目標と授業の関連を示す「カリキュラムマップ」、授業間の相関図としての「カリキュラムツリー」を作成し、体系的な教育課程の再編成を行っている。

教育内容・方法の特徴及び教授方法の特徴・工夫については、学習ポートフォリオとして大学が独自に開発した「履修ファイル」の活用、「ゼミ研究発表会」の実施など、各学科、専攻において特色ある取組みを行っている。

【参考意見】

○全ての学部・学科において履修登録上限が 50 単位以上となっているので、検討が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職員協働の全学的な取組みとして、専任教員による「アドバイザー制度」、オフィスアワー、履修相談と履修指導、職員参画による授業の運営などが行われている。また、学修支援・授業支援として、TA の配置と SA(Student Assistant) の活用、1 年次必修の「基礎演習」や課外講座の「基礎日本語表現」といった基礎学力を補う初年次教育及びリメディアル教育、中途退学者及び留年者への対応、学生投書箱やリアクションペーパーなどによる学生の意見聴取の仕組みなどが積極的に行われており、効果を上げている。

コミュニケーションツールとして全学ネットワークシステム「でんでんばん」を活用し、教職員と学生の情報共有を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定などの基準は、学則及び履修要項に明確に示され、厳格に運用されている。また、学則上に成績評価基準も定められ、シラバスに授業計画、成績評価基準、事前・事後学習の欄が設けられ適切に運用されている。

卒業の判定は学位授与方針に基づき、教務委員会、「拡大学部長・学科長会議」での確認後、教授会において判定され、厳正に運用されている。また、編入学・転学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限は適切に設定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

大学の専攻分野に係る国家試験・資格試験などのために、さまざまなキャリア指導及び試験講座などが開設され、キャリア指導及びキャリア支援が行われている。

学科教員と進路指導課が一体となった「進路指導・国家試験対策委員会」を設置し、キャリア教育とキャリア支援により、学生一人ひとりに対応した就職支援体制が整備され、適切に運営されている。結果として、卒業生に対する就職者数・就職率ともに高い値となっている。具体的な支援として、就職開拓、就職情報提供、進路ガイダンス（「キャリア講座」「福祉キャリア講座」）、「進路アンケート」及び個別指導、インターンシップ、資格取得支援が行われている。また、介護福祉士、社会福祉士の国家試験対策も行われている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

資格取得及び国家試験などを通して、教育目的の達成度と履修要件の充足とを密接に結びつけ、加えて社会福祉学科における卒業年次生の日本介護福祉士養成施設協会による「卒業時共通試験」の実施など、達成度の点検と評価を行う仕組みが整っている。また、アドバイザーや科目担当の教員によって、学生の履修状況の把握と進捗管理、指導が行われている。

実習実施においては、学生による「実習報告会」「実習体験報告会」や、実習先担当者との「実習連絡会」などの充実が図られている。

就職状況は極めて良好であり、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発を適切に実施していると判断できる。

点検・評価の結果に基づき「カリキュラム検討会議」において、教育内容・方法について、学修指導などの改善のためにフィードバックしている。

卒業生に関する評価を就職先より聴取することも実施しており、教育目的達成に努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会と学生課が協働して、学生生活を安定させ、学生が円滑に学修するための仕組みと仕掛けを適切に運営している。保健室及び学生相談室が連携を図り、学生に対する健康相談支援、心的支援を実施している。

災害対策としては、プロジェクトチームによる避難訓練が実施されている。

学生に対する経済的な支援としては、日本学生支援機構の奨学金などの利用や大学独自の「調布学園 西村一郎奨学金」を設けるとともに、優秀な学生に対する学生表彰制度などの支援も行われている。

学生からの意見・要望などを把握し、対応するための仕組みとして、「学生投書箱」が整備されている。また、学生の課外活動や学生会との関係においては、学生委員長と学生会会長のミーティングにより円滑な情報交換が行われている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の確保と配置に関し、教育目的及び教育課程に即して、適切な教員数・年齢構成となっている。

教員の採用・昇任に関する諸規定が整備され、適切に運用されている。

教員の資質・能力向上に関して、研修規定及び研究支援の制度が整えられ、FD 活動が適切に実施されている。

教員評価に関して、全専任教員の教員個人調書（履歴書）及び教育研究業績書の定期的な収集を行い、教育情報の把握と人事管理を行っている。教職課程実地視察が平成 24(2012)年 5 月に行われ、良好と判断されている。

教養教育については、各学科から選出された代表者で構成される教務委員会が実施に当たっている。また、学長直轄の「カリキュラム検討会議」で、平成 26(2014)年度のカリキュラム改正に向けた全学的な見直しと再編の検討を行い、教養教育を含む科目構成の見直しを図った。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎面積は十分であり、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設が整備されている。図書館については、閲覧席及び視聴覚ブースが整備され、ピアノ教室、音楽スタジオ、個別ピアノレッスン室、保育演習室、プレイルーム、表現スタジオなどの特別教室が整備され、教育効果を高めている。

障がいのある人への配慮として身障者トイレ、点字ブロック、バリアフリー化が進められている。

校舎の維持管理に関しては、一部外部業者に委託しており、「消防法」などの法令に基づいて実施している。

授業科目の履修者数は、比較的少人数のクラス数が大半であり、教育効果に配慮した授業が実施できるよう適切に維持されている。

【参考意見】

○建物の耐震改修の点については、耐震未整備の建物があるため計画に基づき整備を進められたい。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性に関して、寄附行為に定める通り、関連法規を適切に遵守し、使命・

目的の実現のために法人及び大学が一体となって学内諸組織・会議が運営されており、継続的な努力を行っている。

環境保全・人権及び安全への配慮のための規定は概ね整備され、定めに従った運用が行われている。

教育情報・財務情報は、大学ホームページ及び大学案内などの印刷物を通じて公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為に規定された通りに適切に運営されており、各理事は担当職務を持ち、平成 24(2012)年度には 7 回の理事会を開催し、出席状況も良好である。

また、理事長、学長、副学長など大学管理職及び事務管理職を構成員とする「大学運営会議」を原則週 1 度開催し、大学運営に関わる各種事業について意見交換・調整を行うなど、理事会として大学の意思を反映できる仕組みを図り、戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学意思決定機関として教授会、調整機関として「企画調整会議」「学科会議」、各種委員会などが組織され、大学の使命・目的及び学修者の要求に対応できるよう、事務分掌も含め適切に機能している。

学長のリーダーシップが発揮できるよう、2 人の副学長を置き、学長直轄の事業として「FD・授業改善」「大学院設置準備」「カリキュラム検討会議」が置かれている。学長の意思を反映するために、各調整機関とのコミュニケーションが恒常的に図られており、リーダーシップが適切に発揮されている。

【参考意見】

○組織上の意思決定プロセスについて、「企画調整会議」などにおいてコミュニケーションは図られているが、審議・決定プロセス及び権限委任事項などに関して規定化されてい

ないので、早急に整備することが望まれる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

私立学校法、寄附行為に基づき、理事会・評議員会は適切に運営されており、出席状況も良好である。

監事の選任については、寄附行為に定めるとおり適正に運用されており、監事は全ての理事会に出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べており、適切に機能している。

理事会構成員に大学学長及び大学事務局長が選任されており、大学の意見が理事会に反映できている。

また、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営に関して、管理運営機関・会議体を通じて法人及び大学の方針が伝えられ、同時に学科や「課長会」「事務局会議」を通して教職員から提案や意見を徴する仕組みとなっている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保については、「田園調布学園大学 組織規程」における定めに従い、適切に運用できる仕組みが構築されている。

業務執行管理体制として、事務組織は配置部門（7 セクション）及び人員数とも適切に組織され、「課長会」「事務局会議」などが定期的実施されており、意思疎通の連携体制及び管理体制も機能している。

職員の資質向上などのために、毎年「SD 講習会」を実施しており、日本私立大学協会などの団体が主催するセミナーへの参加も勧奨し、職員の資質・能力向上に適切に努めて

いる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

単年度による事業計画に基づいた従来の財務計画から、平成 24(2012)年度に、5 か年からなる中長期計画を立案し、中長期的視点による組織運営体制のもとで、より適切な財務運営を確立している。

定員を上回る入学者の確保を実現し、また適正な人件費比率を維持することにより、財務基盤は安定的な推移を見せている。

自己資金を十分に保有し、大学の消費支出比率及び消費収支比率とも極めて健全な比率となっており、教育目的の達成に係る収支バランスが保たれている。

また、安定した財務状況の中であっても、寄附金をはじめとする外部資金の導入に積極的に取り組み、大学の使命・教育目的の達成に向けての大きな助けとなっている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「学校法人調布学園 経理規程」及び「田園調布学園大学 稟議規程」などの諸規定に基づき、会計処理を適正に実施する仕組みとなっている。

また、法人本部と協力し、科目ごとの説明聴取、査定を経て、当初予算・補正予算を編成している。

監事による監査、公認会計士による監査、そして、内部監査の三つの段階で実施する監査体制となっており、適正な会計処理を行う組織体制が構築されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「田園調布学園大学 自己点検・評価規程」に基づき、大学の使命・目的などに即した自主的・自律的な自己点検・評価を行う仕組みとなっている。

規定に基づく委員会を定期的開催することにより、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整っている。また、その評価結果を次年度以降にフィードバックしていく仕組みを作り、教育活動の改善向上を図りながら、自己点検・評価を適切に実施している。

自己点検・評価委員会は原則として月に1度会議を開催し、一定の手続・手順によって自己点検・評価を毎年度、定期的に行う仕組みを確立している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価を実施するにあたり、各教員及び担当事務局からの情報・データの準備と提出により、現状把握のための十分な調査・データの収集を行っている。その後、委員会は、データを精査・分析し、点検・評価に活用する仕組みを構築している。また、これらのデータに基づいたエビデンスを学内で情報共有し、より客観的な点検・評価が実施されるよう、現状把握が十分行われる体制となっている。

今後、関連データを集約化する組織など(IR(Institutional Research)機能を持った組織)を整備するよう検討中である。

また、自己点検・評価の結果を学内外で開示し、学内共有を図るとともに、社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の改善策及び提言などを次年度以降に活用するために、平成 24(2012)年度からは PDCA サイクルの仕組みを図式化し、サイクルごとの業務課題などを明示し、どの組織・部署が担当すべきかなどの一連の流れを可視化している。自己点検・評価の成果が次の段階で活用できるように、PDCA サイクルを回す仕組みを作っている。

このように、自己点検・評価及び認証評価の結果について、大学運営・各部署などの改善・向上につながる仕組みが組織的に構築されつつあり、適切に機能するよう努力している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 福祉・保育・教育現場への貢献

A-1 福祉・保育・教育現場への貢献に向けた教育

- A-1-① 福祉・保育・教育職に対する使命感・責任感の醸成
- A-1-② 福祉・保育・教育実習を通しての現場への理解
- A-1-③ 福祉・保育・教育現場へ向けたキャリア形成

【概評】

大学は、建学の精神「捨我精進」に基づいて、「これからの福祉を担う人材育成」を社会的使命、教育目的とし、福祉・保育・教育現場への貢献に力を入れた取組みを進めている。

そのために、福祉・保育・教育職に必要な使命感・責任感を醸成し、実習を通して現場への理解と必要な技術を身につけ、更にキャリア形成とつなげていく体系的な仕組みを構築している。

1 年次からの必修科目として、「福祉マインド実践講座」(人間福祉学部)、「保育マインド実践講座」(子ども未来学部)を設け、将来のキャリアに対する使命感や責任感の醸成を図っている。これは正規実習の事前教育としても着実に効果を上げている。

実習教育を通して現場への理解を深めるために、大学ではソーシャルワーク実習など、資格に対応したさまざまな実習を行っている。実習指導においてはきめ細かい指導が行われ、学生の福祉などの現場への理解を深めており、卒業後の進路への動機付けの場ともなっている。キャリア教育については、「福祉キャリア講座」(人間福祉学部)「キャリア講座」(子ども未来学部)といった授業科目や実習、インターンシップなどによって築かれている。そして、この成果は福祉・保育現場への就職率の高さとなって現われている。

また、学生は実習を契機にして、福祉・保育といった専門の分野への就職を希望する学生も多くなり、国家試験合格への動機付けも強くなっている。

このようにして、実習教育は単に資格取得で決められた科目として実施するだけでなく、人格教育、キャリア教育の一環として位置付けて実施することが更に教育としての効果を上げていくこと、実際に福祉・保育・教育現場への貢献につながっていくことを示してお

り、優れた取組みと判断できる。学修環境などの整備や、各学科専攻のディプロマポリシーと教育課程、教職課程における「履修ファイル」などを統合し、連続性を持たせるための仕組みや構造が必要となるという課題もあるが、一層の充実を期待する。

基準B. 地域社会の福祉への貢献

B-1 地域交流センターを通しての地域福祉への貢献活動

B-1-① 地域交流センターを通しての地域福祉への貢献活動

B-2 地域を対象にした諸活動の展開

B-2-① 地域を対象にした諸活動の展開

【概評】

「地域交流センター」は平成 21(2009)年度に設置され、現在は、地域社会において支援を必要とする人々にボランティアを派遣すること、障がいのある学生への支援を行うこと、の二つの役割を果たしている。「地域交流センター」は設置されてまだ日が浅く、組織としての整備、地域との連携、実施するプログラムの企画、教員（特に福祉の教員）との連携など課題はあるものの、地域貢献はこれからの大学に期待される重要な役割であるので、更なる発展が期待される。

一方、地域を対象にした諸活動は高大連携事業のほかに多くの活動が取組みられている。特に、地域の 5 歳から 15 歳の子どもたちが町作りの企画・運営を行う「ミニたまゆり」は、子どもたちに遊び感覚で労働と消費、納税を学ばせており、大学が地域の子どもたちと主体的に関わり合う点で、特筆に値する活動である。それらの活動の推進には、今後、活動の全体を取りまとめる部署が必要と判断されるが、大学としての地域活動の取組みは高く評価できる。

基準C. 国際社会の福祉への貢献

C-1 ベトナム（ホンバン国際大学）への教育貢献

C-1-① 貢献の意義

C-1-② 貢献の実際

C-2 ベトナム（ホンバン国際大学）との教育協働

C-2-① 教材の研究

C-2-② 教育資源の開発

【概評】

ベトナムのホンバン国際大学（以下、HBUI）との教育的支援交流の取組みは、発展途上国への貢献事業として、また国際交流・異文化接触（異文化交流）活動として、意義があるとの位置付けで実施されている。大学の建学の精神につながる施策であり、このプロ

グラムは大学の独自性が発揮された優れたプログラムであり、今後の展開が期待できる。

特に、現地での出張講義は、HBUI より高い評価を得ており、出張講義後のディスカッション・質問相談アワー、学生の施設見学、サークル活動や宿泊ボランティアの参加など学生中心のプログラムが行われている。福祉・看護・介護関係教材資料の寄贈は教育環境の整備に役立っている。

HBUI との教材研究を通じて、大学も教育効果の向上という成果を得ていることが理解できる。学生は、ベトナムの福祉教育における「先進性」を看護と介護に関して学ぶことができるとの指摘は重要である。

ベトナムとの教育交流を通じて、学生は途上国における環境と開発、開発と貧困などの問題に直接接触し、日本では得られない学習体験が可能となることが理解できる。

今後も教材提供も含め、ベトナムにおける福祉教育の充実と学生を交えた人的交流の実施に期待する。

